

知床半島ヒグマ保護管理方針



釧路自然環境事務所
北海道森林管理局
北 海 道
斜 里 町
羅 臼 町

平成24年3月

目次

1. 背景	...1
2. 管理の目的	...2
3. 管理の基本方針	...2
4. 管理の目標	...2
5. 対象地域	...3
6. 管理の方策	...3
7. 調査研究・モニタリング	...7
8. 生息地の保全・再生	...8
9. 計画期間	...8
10. 関係行政機関の役割	...8
11. 合意形成と見直しの手法	...9

1. 背景

知床半島のヒグマ(*Ursus arctos*)個体群は、世界有数の高密度状態で維持されており、知床を象徴する野生動物の一つとなっている。知床世界自然遺産地域(以下「遺産地域」という)は遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園、知床森林生態系保護地域、国指定知床鳥獣保護区に指定されており、良好なヒグマの生息環境が維持されている。特に高山帯から海岸線まで狭い範囲に原生的自然環境が一体として残されていることにより、ヒグマは季節に応じて多様な環境を垂直的に利用することができ、餌とする食物は約 100 種にも及んでいる。ヒグマは年間を通してみると草本や果実を主に利用する雑食動物である。しかし遺産地域内では、ヒグマが海岸線までも自由に行き来できることから、大量に遡上するサケ科魚類など海域由来の餌資源も積極的に利用しており、遺産地域の海域と陸域の生態系のつながりの担い手としての重要な役割を果たしている。

一方、遺産地域には年間約 200 万人の観光や登山等を目的とした来訪者(以下「利用者」という)が訪れている。大型バスによる周遊や観光船による遊覧などの団体での観光や、登山、トレッキング、シーカヤックなどの体験型の観光など、多様な利用がされており、小型観光船からのヒグマ観察が旅行商品になるなど、ヒグマは重要な観光資源の一つとなっている。また、遺産地域を有する斜里町、羅臼町では、住宅地が遺産地域と近接し、斜里町、羅臼町及び知床半島基部の東側に位置する標津町では、漁業や農業が営まれており、生活や産業が営まれる区域とヒグマの行動範囲が重なっている。

知床では、国立公園や国指定鳥獣保護区の指定、春グマ駆除制度の廃止など 1980 年代以降に保護政策が強化されてきた。斜里町、羅臼町のヒグマ目撃件数は全道的にみても突出して多く、近年、人の存在を恐れず避けないヒグマ個体が増加し、利用者とヒグマとの遭遇や住民の生活圏への出没などが日常的に発生している。その結果、人家や道路付近への出没時の対応件数が増加するとともに、遊歩道などの頻繁な閉鎖や、農業・漁業被害が発生している。

ヒグマによる被害は、単に生息密度に比例して増加するだけではなく、一部の問題個体^{注)}に起因することが多く、そのような個体を増加させないことが重要である。知床では、利用者などによるヒグマへの餌付けや誘引物の放置、不用意な接近などが確認されており、こうした人間側の行動も問題個体の発生、ヒグマによる被害を生む一因となっている。

こうした中で、これまで、斜里町、羅臼町、知床財団、北海道、環境省では、地元猟友会の協力も得て、ヒグマ出没時における現状調査、追い払い、駆除、パトロール、誘引物除去等の対策を行ってきた。また、電気柵等による市街地の防衛や野営地へのフードロッカー(食料保管庫)の整備、高架式木道の整備と利用調整地区制度の導入など国内では例を見ない総合的な対策を展開している。さらに、標津町においては、出没時の追い払いやGPSによる行動追跡などの対策が進められている。しかし、こうした各種対策を統一的に推進するための広域的な対応方針などは策定されておらず、遺産地域の利用者・漁業者の活動圏及び隣接する住民の生活圏等への出没の増加と対策活動件数の増大や、ヒグマを観察したい遺産地域の利用者と事故を未然に防ぐために活動している保護管理活動従事者との間の対立が重要な課題となっている。また、近年は地元猟友会の会員数の減少や高齢化、捕獲技術の伝承等が課題となっている。

本管理方針は、「知床世界自然遺産地域管理計画」を参照し、遺産地域を中心としたヒグマ個体群の保全と地域住民や利用者との軋轢の解消を目的として、遺産地域及び隣接する地域におけるヒグマ保護管理に係る統一的な基本方針を策定するものである。なお、本管理方針は、関係行政機関や地域関係団体等で合意・共有され、ともに力を合わせてヒグマと共存するための知恵を結集することをめざすものとする。

注)問題個体： 人の活動に実害をもたらす個体、及び人につきまとう、または人を攻撃する個体。

2. 管理の目的

本管理方針は、斜里町、羅臼町、標津町内において、地域住民の生活や産業を守り、利用者の安全と良質な自然体験の場を確保しながら、サケ科魚類等の捕食を通じて海域と陸域の物質循環に貢献するヒグマについて、その生活様式と個体群を現行水準で維持することを目的とする。

3. 管理の基本方針

保護管理の実施にあたっては、以下の項目を基本方針とする。

- ①対象地域でヒグマ個体群を現行水準で維持するための保護的・予防的な管理として、5歳以上のメスヒグマの人為的死亡数に上限の目安を設ける。
- ②対象地域をゾーニングするとともに、ヒグマの行動段階を規定し、各ゾーンの特性や出没個体の有害性に応じた対策を展開する。
- ③地域住民の生活や産業を守り、利用者の安全と良質な自然体験の場を確保するため、地域住民や利用者とヒグマが共存するための知恵をともに考え、啓発することによって、問題個体の発生原因となり得る行動を抑制し、問題個体の減少をめざす。あわせて出没時における保護管理活動や、被害防除のための対策を実施することにより、農業・漁業被害を減少させるとともに、地域住民の不安感の解消を図る。
- ④ヒグマの海域由来の餌資源の利用を担保するため、河川下流部や海岸も含めた環境の保全・再生とその利用機会の確保を図る。
- ⑤ヒグマ個体群の状況や、利用者、地域住民の意識・行動等に関する調査を行い、その結果を踏まえて本管理方針の見直しを行う。

4. 管理の目標

- ①斜里町・羅臼町内での計画期間内（5年間）における5歳以上のメスヒグマの人為的な死亡（狩猟、駆除、交通事故等を含む）を総数で30頭以下とする。
- ②ヒグマによる人身被害及び餌付けなど人側の問題行動による危険事例の発生件数をゼロとする。
- ③農業・漁業などの産業への直接被害と、住宅地などにおける出没や被害を現状以下に減少させる。
- ④遺産地域においては、歩道やキャンプ場閉鎖等の発生件数を減少させると共に、現状以上に安全かつ安定的な自然体験の場を確保する。
- ⑤利用者や地域住民への普及啓発を推進し、ヒグマに関わる安全対策や、共存するための知識を現状以上に浸透させる。

5. 対象地域

遺産地域に生息するヒグマの行動圏である斜里町、羅臼町、標津町を対象地域とする。標津町においては、斜里町、羅臼町で実施されている保護管理対策を参考とし、原則としてそれに準じた対策を実施するとともに、各種モニタリングを実施し、遺産地域の関係機関等と情報を共有する。

6. 管理の方策

対象地域を利用者や経済活動の多寡、住宅の有無などに基づきゾーニングするとともに、出没個体の有害性によりヒグマの行動段階を規定し、それらに基づき適切な保護管理対策を実施する。なお、出没個体の行動履歴が蓄積されている場合には、保護管理対策を選択する際に、その履歴を考慮する。

(1) ゾーニング

- ・ゾーン1： 全域が遺産地域で定住者は存在しない。季節的に漁業者が生活する番屋がわずかに存在する。自己責任が基本の登山、トレッキング、カヤッキングなどの利用者が季節的に少数訪れる。
- ・ゾーン2： 定住者がわずかに存在するか、少数の番屋がある遺産地域。もしくは、自己責任が基本の登山、トレッキング、カヤッキングなどの利用者や、自然ガイドによるツアーなどの参加者が一定程度訪れる遺産地域。
定住者は存在しないが、事業所がわずかに存在する隣接地域の山林・山岳地域。低標高の山林の一部では森林施業等が行われている。登山、山菜・キノコ採り、などの利用者や狩猟者が季節的に少数訪れる。
- ・ゾーン3： 定住者が少数存在するか、番屋が比較的多い遺産地域。もしくは、一般観光客も含む利用者の往来が比較的多く、利用拠点が存在する遺産地域。
利用者が一定程度訪れる隣接地域。
- ・ゾーン4： 定住者が少数存在するか、小規模な集落が存在する隣接地域。農業や漁業などの経済活動が行われている。
- ・ゾーン5： 隣接地域の市街地とその周辺。

※隣接地域：斜里町、羅臼町における遺産地域以外の地域、および標津町内。

(2) ヒグマの行動段階区分

危険度の高い問題個体を確実に排除するとともに、問題個体でない個体の捕獲を避けるため、出没したヒグマがとった行動の有害性によりヒグマの行動段階を4段階に規定し、その段階に応じた対策を実施する。なお、下記のうち、段階2と段階3が問題個体である。

- ・段階3： 人につきまとう、または人を攻撃する。

- ・段階2： 人の活動に実害をもたらす。
人為的食物を食べた個体、あるいは、農作物や漁獲物、人家など人間の所有物に直接被害を与えた個体。
- ・段階1： 人を避けない。
人に出会っても慌てて逃走するような行動はみられないが、人為的食物を食べてはいない。
- ・段階0： 人を避ける。
人との出会いを積極的に回避し、出会った場合にも逃走していくような個体。

(3) 保護管理対策

関係行政機関や地域関係者において取り得る対策は以下のとおりである。なお、日常から実施すべき対策は「平時」、ヒグマ出没時の対策は「出没時」と分類した。

①ヒグマの保護管理活動

[平時]

- ・パトロールなどを通じたヒグマの出没状況の把握
- ・不法投棄ゴミやエゾシカ・海棲ほ乳類の死体など誘引物の除去

[出没時]

- ・仮設電気柵などによる行動管理
- ・威嚇追い払い（ゴム弾・花火弾・轟音玉・犬）
- ・捕獲（駆除、生け捕り^{注)}）

注) 生け捕りは移動放獣と飼育施設への隔離がある。

②利用者への対応

[平時]

- ・行政職員等による公園拠点施設等や野外におけるレクチャー・情報提供・指導
- ・民間自然ガイドによるレクチャーなど
- ・ホームページ、パンフレット、拠点施設内の展示による普及啓発
- ・安全対策機材の利用推奨や貸出（クマスプレー・フードコンテナ等）
- ・野外看板での広報
- ・強制力のある利用者のコントロール（利用調整地区制度の導入等）
- ・アクセスのコントロールや安全管理可能な人材による引率（シャトルバスシステム・知床五湖地上歩道利用システムなど）

[出没時]

- ・看板設置による注意喚起
- ・利用自粛要請
- ・歩道等公園施設の閉鎖
- ・利用者の避難誘導、降車抑止などの指導

③地域への対応

[平時]

- ・学校教育を通じた児童生徒への普及啓発（ヒグマ学習、トランクキット）

- ・社会教育活動を通じた地域住民への普及啓発
- ・ポスターなどの掲示や町広報誌での情報発信
- ・定期チラシ発行（春・秋のチラシ折り込み）
- ・被害発生頻度の高い農地や番屋等への侵入防止柵・電気柵の活用による防衛の普及
- ・ゴミや食料（干し魚など）の管理に関する指導
- ・家庭菜園などの鳥獣害防止柵へのエゾシカの羅網対策、指導

〔出沒時〕

- ・防災無線・広報車による注意喚起
- ・看板設置による注意喚起
- ・一時的な外出自粛要請、立入制限、通行止め
- ・児童生徒の集団登下校

④施設などの整備

- ・侵入防止柵・電気柵の整備
- ・利用拠点における高架式木道の整備
- ・登山道、野営場等へのフードロッカーの設置
- ・野外看板の設置
- ・野営場におけるクマ対策型ゴミ箱の設置
- ・安全指導のレクチャー等のための拠点施設整備
- ・住民居住地域におけるクマ対策型ゴミステーション整備

(3) ゾーニングと行動段階区分による管理の方策

ゾーン毎の基本的な考え方と、ヒグマの行動段階毎の対応内容について下表のとおり整理する。

区分	該当地域とその特性	基本的な考え方と平時における対策	出没した個体の行動段階毎の対応内容			
			0	1	2	3
<p>ゾーン1</p> <p>人身・経済 リスク:わずか</p> <p>クマへの 許容度:大</p>	<p>全域が遺産地域で定住者は存在しない。季節的に漁業者が生活する番屋がわずかに存在する。自己責任が基本の登山、トレッキング、カヤックなどの利用者が季節的に少数訪れる。</p> <p>・斜里側の知床五湖以北～知床岬の海岸線。 ・知床連山縦走路、遺産地域の山林・山岳地域。</p>	<p>遺産地域の核心部分であり、ヒグマの重要な生息地となっている。番屋における被害防止のための場合を除いて、ヒグマに対する人為的介入は基本的に避ける。</p> <p>番屋への普及啓発や情報提供を行い、食料・ゴミなどの管理の徹底を求めるとともに、電気柵などによる防衛策の普及を図る。</p> <p>自己責任での利用を基本とする。利用者への普及啓発や情報提供を行い、ゴミや食糧の管理、クマスプレーやフードコンテナの携行などの安全対策に関するルールや指導を徹底する。</p>	<p>対応なし。</p>	<p>対応なし。</p> <p>番屋周辺では経過観察。</p> <p>必要に応じて利用自粛と注意喚起。</p>	<p>必要に応じて誘引物除去や追い払い。番屋周辺で行動改善が見られない場合、捕獲も検討する。</p> <p>番屋への情報提供。必要に応じて仮設電柵による被害の防止。</p> <p>必要に応じて利用自粛と注意喚起。</p>	<p>捕獲。</p> <p>番屋への情報提供と安全誘導。</p> <p>利用自粛と注意喚起。</p>
<p>ゾーン2</p> <p>人身・経済 リスク:低</p> <p>クマへの 許容度:大</p>	<p>定住者がわずかに存在するか、少数の番屋がある遺産地域。もしくは、自己責任が基本の登山、トレッキング、カヤックなどの利用者や自然ガイドによるツアーなどの参加者が一定程度訪れる遺産地域。</p> <p>定住者は存在しないが、事業所がわずかに存在する隣接地域の山林・山岳地域。低標高の山林の一部では林業等が行われている。登山、山菜・キノコ採りなどの利用者や狩猟者が季節的に少数訪れる。</p> <p>・羅臼湖、ボンホロ沼、羅臼岳登山道。 ・幌別岩尾別地区。 ・羅臼側の赤岩～二本滝～観音岩の間の海岸線。 ・隣接地域の緑の回廊地区、道立斜里岳自然公園、野付半島基部。</p>	<p>ヒグマの重要な生息地であるが、番屋における被害防止や利用者、事業者の安全確保のために、ヒグマに対する必要最小限の人為的介入を実施する。</p> <p>番屋や事業者への普及啓発や情報提供を行い、食料・ゴミなどの管理の徹底を求めるとともに、電気柵などによる防衛策の普及を図る。</p> <p>自己責任での利用を基本とする。利用者への普及啓発や情報提供を行い、ゴミや食糧の管理、クマスプレーやフードコンテナの携行などの安全対策などに関するルールや指導を徹底する。</p>	<p>経過観察。</p>	<p>経過観察。必要に応じて誘引物除去や追い払い。</p> <p>必要に応じて仮設電気柵による被害の防止。</p> <p>必要に応じて利用の自粛と注意喚起。</p>	<p>基本的に捕獲。可能であれば追い払いと誘引物除去。</p> <p>番屋等への情報提供。必要に応じて仮設電気柵による被害の防止。</p> <p>必要に応じて利用の自粛、歩道等の閉鎖と注意喚起。</p>	<p>捕獲。</p> <p>番屋等への情報提供と安全誘導。</p> <p>利用の自粛、歩道等の閉鎖と注意喚起。</p>
<p>ゾーン3</p> <p>人身・経済 リスク:中～大</p> <p>クマへの 許容度:中</p>	<p>定住者が少数存在するか、番屋が比較的多い遺産地域。もしくは、一般観光客も含む利用者の往来が比較的多く、利用拠点が存在する遺産地域。</p> <p>利用者が一定程度訪れる隣接地域。</p> <p>・国立公園内の全ての車道沿線。 ・カムイワッカ湯の滝、フレペの滝遊歩道、ホロボツ園地、岩尾別温泉。 ・羅臼町観音岩以南～ルサ川河口の海岸部。 ・湯ノ沢集団施設地区。 ・ポー川自然公園。</p>	<p>追い払い等の実施により、生活や産業への被害を防止するとともに、利用者の安全を確保し、自然体験の機会を提供する。ヒグマの問題行動の改善が見られない場合には、捕獲を検討する。</p> <p>地域住民へのゴミや食糧の管理に関する指導を実施するとともに、電気柵などによる防衛策の普及を図る。</p> <p>利用者のための野外看板等の各種施設の整備を行うとともに、ルールやマナーに関する普及啓発を実施する。</p>	<p>経過観察。</p>	<p>誘引物除去と追い払い。</p> <p>必要に応じて仮設電気柵による被害の防止。</p> <p>必要に応じて歩道等の閉鎖と注意喚起。</p>	<p>基本的に捕獲。可能であれば追い払いと誘引物除去。</p> <p>地域住民への情報提供。必要に応じて仮設電気柵による被害の防止。</p> <p>必要に応じて歩道等の閉鎖と注意喚起。</p>	<p>捕獲。</p> <p>地域住民への情報提供と安全誘導。</p> <p>歩道等の閉鎖と注意喚起。</p>
<p>ゾーン4</p> <p>人身・経済 リスク:大</p> <p>クマへの 許容度:小</p>	<p>定住者が少数存在するか、小規模な集落が存在する隣接地域。農業や漁業などの経済活動が行われている。</p> <p>・斜里町ウトロ高原、オチカバケ川以南の斜里平野農耕地域。 ・羅臼町ルサ川河口以南、ショウジ川までの海岸部。峯浜地区農耕地域。 ・標津町、崎無異川以南の農耕地域、望ヶ丘森林公園等。</p>	<p>可能ならば追い払いを行うが、生活や産業への被害防止を優先し、被害が見られる場合には捕獲する。</p> <p>地域住民への安全対策に関する普及啓発を推進するとともに、農地等における電気柵の導入など被害防止対策の普及に努める。</p>	<p>経過観察。</p> <p>必要に応じて定期的なパトロール。</p>	<p>誘引物除去。行動改善が見られない場合、捕獲するが、可能ならば追い払いを実施。</p>	<p>捕獲。</p> <p>地域住民への情報提供。</p>	<p>捕獲。</p> <p>地域住民への情報提供と安全誘導。</p>
<p>ゾーン5</p> <p>人身・経済 リスク:大</p> <p>クマへの 許容度:最小</p>	<p>隣接地域の市街地とその周辺。</p> <p>・斜里町ウトロ市街地、斜里本町市街地。 ・羅臼町市街地。 ・標津町中心市街地、川北市街地。</p>	<p>人口が多い市街地であり、住民の安全を優先し、出没した場合には基本的には捕獲する。市街地周縁部の出没など、条件がよい場合のみ、追い払いを実施する。</p> <p>地域住民への安全対策に関する普及啓発や、電気柵の導入などによる被害防止対策を推進する。</p>	<p>基本的に捕獲。</p> <p>市街地周縁部への出没など、可能ならば追い払いを実施。</p> <p>地域住民への情報提供。</p>	<p>基本的に捕獲。</p> <p>市街地周縁部への出没など、可能ならば追い払いを実施。</p> <p>地域住民への情報提供。必要に応じて安全誘導。</p>	<p>捕獲。</p> <p>地域住民への情報提供。必要に応じて安全誘導。</p>	<p>捕獲。</p> <p>地域住民への情報提供と安全誘導。</p>

※知床五湖においては、高架式木道を整備するとともに、利用調整地区制度を導入しており、それらに基づくヒグマ保護管理活動及び利用者等への対応を実施する。

7. 調査研究・モニタリング

管理の方策に沿って対策を行いながら、その結果を適切にモニタリング・評価・検証し、順応的な保護管理を推進する。そのため、以下の6つの目的と調査項目を設定し、関係行政機関、専門家、地域団体等が連携のうえ、調査研究・モニタリングの推進に努める。

(1) 調査研究・モニタリングの目的

- ①ヒグマ個体群の動向の把握
- ②人身被害及び餌付けなど人側の問題行動による危険事例の発生状況の把握
- ③農業・漁業など産業への直接被害と住宅地などにおける出没と被害の把握
- ④遺産地域における自然体験の提供状況の把握
- ⑤利用者や地域住民への普及啓発の実施状況と効果の把握
- ⑥保護管理活動従事者、従事組織の推移と活動状況の把握

(2) 調査項目

調査項目	調査研究・モニタリングの目的					
	①	②	③	④	⑤	⑥
駆除個体の頭数とその内容、サンプル収集分析 (年齢構成・繁殖状況・胃内容物・遺伝子情報)	✓	✓	✓			
狩猟個体の頭数とその内容、サンプル収集分析 (年齢構成・繁殖状況・胃内容物・遺伝子情報)	✓					
標識調査などによる繁殖状況の調査	✓					
広域ヘアトラップ調査による生息数推定	✓					
人身被害・危険事例の発生情報の収集		✓				
ヒグマ目撃情報の収集 (斜里町、羅臼町)	✓	✓		✓		
定点カメラ・足跡トラップ (標津町)	✓	✓				
標識調査などによる生息地利用様式や行動パターンの調査	✓	✓				
遺産地域からの移動分散状況の調査 (広域的な捕獲個体との遺伝子情報の対比など)	✓	✓				
農林水産業被害統計			✓			
出没や被害に関する通報・対応件数と対応状況の記録		✓	✓	✓		
遊歩道・登山道などの運用状況の記録				✓		

学校教育や社会教育における地域住民への普及啓発活動の記録					✓	
施設等における利用者への普及啓発活動の記録					✓	
ゴミの投棄やゴミステーションの運用状況など住民生活における問題事例の発生記録		✓			✓	
住民や利用者の意識調査					✓	
保護管理活動実施体制の把握 (出勤可能従事者数の推移や平均年齢の推移等)						✓

8. 生息地の保全・再生

遺産地域においては、現在進められている河川工作物の改良を着実に行うとともに、他の河川については設置目的の変化に応じて検討を加えることにより、ヒグマによるサケ科魚類の利用の機会の確保に努めることが望ましい。

遺産地域は遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園、知床森林生態系保全地域、国指定知床鳥獣保護区に指定されており、これらの保護制度の適切な運用により、良好なヒグマの生息環境を維持する。

9. 計画期間

本管理方針は、5年を1期とし、5年毎に見直しを行う方針として運用する。第1期終了時には、調査研究・モニタリング結果と実施した保護管理対策の検証を行い、本方針の継続・変更について検討を行う。

10. 関係行政機関と役割

ヒグマの保護管理に関わる以下の関係行政機関は、相互に必要な情報の共有を図り、緊密な連携の元に適切に保護管理を進める。また、対策の実施にあたっては、地元猟友会をはじめとする地域関係団体等との連携を確保し、その協力を得つつ対策を推進する。

(1) 環境省 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所

遺産地域におけるヒグマ保護管理活動を行う。また、国立公園利用者に対する普及啓発や情報提供、安全確保のための施設整備を推進するとともに、危険な状況が見られる場合には歩道等の閉鎖や利用自粛要請を実施する。自然環境保全法、自然公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適正な運用を図る。

(2) 林野庁 北海道森林管理局

遺産地域や隣接地域の森林生態系の保全、ヒグマ情報の収集と関係機関への提供、エサ資源として重要なサケ科魚類の遡上調査、歩道利用者への啓発活動等を行う。

(3) 北海道

隣接地域におけるヒグマ保護管理活動を地元自治体とともにを行い、市町村をまたぐ広域のヒグマ対策の連絡調整を実施する。また、利用者に対する普及啓発や情報提供、安全確保のための施設整備への協力を行うとともに、危険な状況が見られる場合には歩道等の閉鎖や利用自粛要請を実施する。さらに、狩猟期間中における狩猟者からの捕獲情報を収集し、地元自治体等への情報提供を行う。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適正な運用を図る。

(4) 斜里町

(財) 知床財団の活動を通じて、町内におけるヒグマ保護管理活動や各種調査を行い、現場判断の主体を担う。また、利用者・地域住民に対する普及啓発や情報提供、安全確保のための施設整備を推進する。

(5) 羅臼町

(財) 知床財団の活動を通じて、町内におけるヒグマ保護管理活動や各種調査を行い、現場判断の主体を担う。また、利用者・地域住民に対する普及啓発や情報提供、安全確保のための施設整備を推進する。

(6) 標津町

町内におけるヒグマ保護管理活動を行い、現場判断の主体を担う。取り組みにあたっては、地元の NPO 法人南知床ヒグマ情報センターと連携し、各種調査や出沒対応、普及啓発や情報提供等を推進する。

11. 合意形成と見直しの手法

本管理方針の実施に際しては、地域関係団体、地域住民、利用者と十分に合意形成を図りながら進めていく。そのため、地域住民に対し本管理方針を説明する機会を設け、意見や提案を幅広く聞くとともに、「知床世界自然遺産地域連絡会議」及び「知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツアーリズム検討会議」において地域関係団体との効果的な連携・協力を図る。

本管理方針を科学的知見に基づき推進するため、学識経験者からなる「知床世界自然遺産地域科学委員会」において調査研究・モニタリングの評価を行う。

調査研究・モニタリングの評価や、地域関係団体、地域住民の意見や提案を踏まえ、必要に応じて管理方針の見直しを実施する。その際には、「知床世界自然遺産地域科学委員会」の下に「ヒグマ保護管理方針検討会議」を設置し、科学的な観点からの助言を得る。